

① 外国人の人権享有主体性

● 国税専門官 1997 年

憲法は、その第 3 章において国民の権利および義務について規定しているが、我が国に在

留する外国人の人権の保障と、その限界について論ぜよ。

● 裁判所 2020 年

外国人の基本的人権について論ぜよ。

● 裁判所 2007 年

外国人の人権享有主体性について簡単に説明した上、外国人の参政権について論ぜよ。

● 東京都庁 2016 年・1990 年

外国人の人権について説明せよ。

答案作成上のポイント解説

● 「外国人の人権享有主体性」について

[問題提起]

日本国憲法は日本国民を前提として基本的人権の規定が定められている。では、これらの規定を外国人にも適用することができるか。**外国人の人権享有主体性が問題となる。**

ここで、外国人も「人」という意味では日本人と同様であり、**人権の前国家的性格**、および、**国際協調主義（98 条 2 項）**の観点から、**権利の性質上**、日本国民のみを対象としているものを除き、憲法の基本的人権の保障は、外国人にも認められる（マククリーン事件）。それでは、以下問題となる人権をみていく。

● 政治活動の自由について

まず、**政治活動の自由**は、外国人にも保障される。しかし、権利の性質上、国民主権の原理による限界がある。つまり、**国民主権の原理（憲法 1 条）**のもと、国の政治的な意思決定は、日本人によって行われなければならない。よって、外国人の政治活動の自由も国の政治的な意思決定に影響を及ぼさない程度において認められているといえる。

● 参政権（国政選挙権）について

次に、**参政権**である**国政選挙権**は、外国人には保障されない。なぜなら、国政選挙権は国の意思決定に関わる重要な権利であるため、外国人に国政選挙権を認めると**国民主権の原理（憲法 1 条）**に反するからである。

● 入国の自由・再入国の自由について

最後に、**入国の自由**は、外国人には保障されない。なぜなら、国際慣習法上、外国人の入国の許否は各国政府の裁量とされているからである。また、**再入国の自由**も、入国の自由と同じく保障されない。

【問題】

「外国人の基本的人権について論ぜよ」

【記載例】

日本国憲法は日本国民を前提として基本的人権の規定が定められている。では、これらの規定を外国人にも適用することができるか。外国人の人権享有主体性が問題となる。

ここで、外国人も「人」という意味では日本人と同様であり、人権の前国家的性格、および、国際協調主義（98条2項）の観点から、権利の性質上、日本国民のみを対象としているものを除き、憲法の基本的人権の保障は、外国人にも認められる（マクリーン事件）。それでは、以下問題となる人権をみていく。

まず、政治活動の自由は、外国人にも保障される。しかし、権利の性質上、国民主権の原理による限界がある。つまり、国民主権の原理（憲法1条）のもと、国の政治的な意思決定は、日本人によって行われなければならない。よって、外国人の政治活動の自由も国の政治的な意思決定に影響を及ぼさない程度において認められているといえる。

次に、参政権である国政選挙権は、外国人には保障されない。なぜなら、国政選挙権は国の意思決定に関わる重要な権利であるため、外国人に国政選挙権を認めると国民主権の原理（憲法1条）に反するからである。

最後に、入国の自由は、外国人には保障されない。なぜなら、国際慣習法上、外国人の入国の許否は各国政府の裁量とされているからである（別表現：なぜなら、国際的に、どのような外国人を入国させるのかは各国政府の自由とされているからである）。また、再入国の自由も、入国の自由と同じく保障されない。

以上

マクリーン事件（外国人の政治活動の自由）

【事案】

語学学校の英語教師として在留期間1年の入国許可を得ていたアメリカ人のマクリーンさんは、日本で日米安保条約に反対する政治活動を行っていた。マクリーンさんがさらに日本に滞在したいと思い、在留許可申請を行なったところ、政治活動を行っていたことを理由に法務省入国管理局から在留許可申請を不許可とされてしまった。そこで、マクリーンさんは国を相手に在留期間更新不許可処分の取消しを求めて訴えを提起した。

【ポイント】

- ① 外国人にも憲法上の基本的人権の保障は及ぶか？
- ② 外国人に「政治活動の自由」が保障されるか
- ③ 外国人に「在留の自由」が保障されるか
- ④ 法務大臣の拒否処分は違憲か合憲か？

【判例のポイント解説】

- ① 憲法の基本的人権の保障は、性質上日本国民のみを対象と解されるものを除き、日本に在留する外国人にも等しく及ぶ。
- ② わが国の政治的意思決定に影響を及ぼす活動など、外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、政治活動の自由は外国人に保障される。しかし、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、外国人在留制度の枠内で与えられているに過ぎない。すなわち在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情として斟酌されないことまでの保障が与えられているものではない。
- ③ 憲法上、外国人はわが国に入国する自由を保障されておらず、また、在留の権利ないし引き続き在留することを要求し得る権利が保障されているものではない。
- ④ 法務大臣には、在留期間を更新するかしないかの「裁量」があり、裁判所が違憲の判断をする場合は、法務大臣の処分が事実誤認であったり、明白に合理性を欠いている場合に限られる。本件では、裁量権の逸脱・濫用は認められないため合憲である。

外国人の地方選挙参政権事件（外国人の選挙権）

【事案】

韓国籍で永住権をもつ者が、地方公共団体の長と議会議員の選挙について選挙人名簿に登録されていなかったため、永住権を持つ外国人には「選挙権」が認められるとして訴えを提起した。

【判例のポイント解説】

・公務員を選定罷免する権利を保障した憲法 15 条 1 項の規定は、**権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばない。**

・わが国に在留する外国人のうちでも永住者等について、法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないが、右の様な措置を講ずるか否かはもっぱら国の立法政策に関わる事柄であって、このような措置を講じないからと言って違憲の問題を生ずるものではない。

入国の自由・再入国の自由

「**入国の自由**」とは、海外から日本に入国できる権利のことをいう。誰でも自由に日本に入国できるとすれば、危険な人物も簡単に日本に入国できることになってしまう。したがって、国際慣習法上、入国の自由は各国政府の裁量であり日本国でも認められていない。

「**再入国の自由**」とは、日本に在留している外国人が、一度日本から出国し、再び日本に入国する自由のことである。例えば、日本に短期滞在をしているアメリカ人が、二泊三日で中国旅行に行き、再度日本に戻ってくる自由のことである。この場合、旅行先の中国から日本に帰ってくる移動にフォーカスすると、海外から日本への「**入国の自由**」と同視できる。したがって、「**再入国の自由**」は、**入国の自由と同じく外国人には保障されない。**

※ 「再入国の自由」の「再」を取ってみると「入国の自由」となる。よって、外国人には認められないと覚えておこう。

公務員のライトの「専門記述憲法」講座

国税・財務専門官

何が出ても
必ず
書ける

専門記述憲法

イチから解説
出るところ

全網羅

カリスマ講師
ゆうシ先生

まずは「無料」の
体験講義を見る



無料 LINEで受講相談実施中！

どんな質問でもOK

- オススメの講座
- 講座の内容
- 決済方法
- スケジュール...等



お気軽にお問い合わせください。

講座の詳細はこちら▶

